

Eiwa News

セルフメディケーション税制について

平成 29 年 12 月
(No. 149)

師走の候、経理担当者の方々におかれましては、年末調整などの業務で何かとご多用のことと存じます。

さて、今回は No.137 でご紹介しました、セルフメディケーション税制につき、Q&A が更新されましたので、本税制の概要と併せて更新項目をご紹介いたします。

[1] セルフメディケーション税制の概要

本税制は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチ OTC 医薬品の購入対価を支払った場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：8 万 8 千円）につき、その年分の総所得金額等から控除できます。

なお、スイッチ OTC 医薬品とは要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいいます。

その年中に支払った スイッチ OTC 医薬品 購入費	-	保険金などで 補填される金額	-	12,000円	=	セルフメディケーション税制 に係る医療費控除額 (最高8万8千円)
----------------------------------	---	-------------------	---	---------	---	---

[2] 「一定の取組」の範囲と所得控除の対象

「一定の取組」とは下記のものをいいます。

保険者(健康保険組合、市区町村国保等)が実施する健康診査

市区町村が健康増進事業として行う健康診査

予防接種

勤務先で実施する定期健康診断

特定健康診査、特定保健指導

市町村が実施するがん検診

申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は該当しません

本税制は、上述の通り、スイッチ OTC 医薬品の購入対価の額が所得控除の対象となり、「一定の取組」にかかった費用は所得控除の対象とはなりません。

また、所得控除を受けるためには、申請者本人が「一定の取組」を行っている必要があります。このため、申請者の親族が受けた予防接種は「一定の取組」には該当しません。

ただし、所得控除の対象には、申請者本人に係るスイッチ OTC 医薬品の購入対価の額だけでなく、申請者が支払った生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチ OTC 医薬品の購入対価の額も含まれます。

[3] 「一定の取組」とみなされる場合

申請者が任意に受診した健康診査（全額自己負担）は「一定の取組」に含まれません。

しかし、当該健診結果を保険者や事業主に提出し、特定健康診査や定期健康診断の結果とみなされる場合には、「一定の取組」に該当します。この場合には、領収書や結果通知表に勤務先の名称等の記載がないため、勤務先や保険者に「一定の取組」を行ったことの証明を依頼する必要があります。

[4] 「一定の取組」の証明方法

「一定の取組」の証明方法は、上記[2]の健診や予防接種等を受けた結果、発行される「領収書」又は「結果通知表」で、下記の事項が記載されている書類の提出が必要となります。

氏名

一定の取組を行った年

保険者、事業者若しくは市町村名の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名

なお、以下の場合には「領収書」や「結果通知表」のみでは、任意（全額自己負担）で受けたものと区別ができず「一定の取組」を行ったことを証明することができないため、勤務先又は保険者に別途証明書を発行していただく必要があります。

（イ）勤務先の定期健康診断を受診したが、結果通知表に「定期健康診断」又は「勤務先名」の記載がない場合

（ロ）特定健康診査等を受診したが、領収書や結果通知表に、「特定健康診査」又は「保険者名」の記載がない場合

（ハ）保険者が実施する健康診査を受診したが、結果通知表に「保険者名」の記載がない場合
なお、証明依頼書は、厚生労働省の HP にてその様式が掲載されています。

[5] 適用要件

本税制の適用を受けるためには、確定申告書に「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類及び下記の事項を記載した明細書の添付が必要となります。

スイッチ OTC 医薬品の購入費の額

スイッチ OTC 医薬品の販売を行った者の氏名又は名称

スイッチ OTC 医薬品の名称

その他参考となるべき事項

なお、スイッチ OTC 医薬品購入に係る領収書は、確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。

本年も、皆様にはご厚情を賜わりまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。